

## 一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について

### (趣旨)

東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）から、2020年9月18日付けで経済産業大臣あてに託送供給約款の変更の認可申請があり、9月24日付けで経済産業大臣から意見を求められたところ、当該認可申請に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

### 1. 認可申請の背景等

#### (1) 概要

東京ガスの供給区域には「東京地区等」、「群馬地区等」及び「四街道12A地区」（以下「四街道地区」という。）が存在するが、国産天然ガスを原料としていた「四街道地区」を「東京地区等」に併合する内容の託送供給約款の変更について認可申請（ガス事業法第48条第2項）が行われた。

#### (2) 経緯

- ✓ 2016年5月、東京ガスは、旧千葉ガスを併合し、「四街道地区」を、東京ガスの供給区域に含めた。もっとも、「四街道地区」については、「東京地区等」とガスの種類が異なったことから、「東京地区等」とは異なる託送料金その他の供給条件を定めた。
- ✓ その後、東京ガスは、「四街道地区」と「東京地区等」のガスの種類を同一とし、ガス供給の維持・運用オペレーションの効率化及び供給安定性の向上を図るため、これに向けて設備工事等を進めてきたところ。今般、設備工事等が完了し、「四街道地区」と「東京地区等」に異なる託送料金その他の供給条件を定める理由がなくなったことから、「四街道地区」を「東京地区等」と併合する内容の託送供給約款変更について認可申請が行われた（同約款は2020年10月30日から適用される予定）。

### 2. 変更認可申請の概要【参考資料1】

- (1) 申請者：東京ガス
- (2) 申請日：2020年9月18日（実施期日：2020年10月30日）
- (3) 申請内容：「四街道地区」を「東京地区等」に併合する。

## (4) 主な託送供給条件の変更点

	現行 (「四街道地区」)	変更後 (現「東京地区等」)
標準熱量	41MJ/m <sup>3</sup> N	45MJ/m <sup>3</sup> N
総発熱量	39.81-41.58MJ/m <sup>3</sup> N	44.20-46.00MJ/m <sup>3</sup> N
立方メートル当たりの料金	64.03 円	20.70 円

## ●参考：「四街道地区」の位置



## 3. 審査内容

(1) 「四街道地区」併合後の「東京地区等」(以下「併合後東京地区等」という。)の託送料金について(ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条関連)

東京ガスから、「併合後東京地区等」の託送料金について、現行の「東京地区等」の料金を適用する旨の申請があった。

ガス事業託送供給約款料金算定規則では、第23条第2項及び第3項において定められた要件に適合しているときは、同条第1項の規定に基づき、併合する側の託送料金をもって、併合後の託送料金とすることができると定められていることから、以下の確認を行った【別添1】。

- ✓ ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第2項に規定されている「事業譲渡等の場合」に該当するか。具体的には、併合される地域（「四街道地区」）の直近の事業年度末のガスメーター取付数が、併合する地域（「東京地区等」）の直近の事業年度末のガスメーター取付数の20分の1以下であるか。

→ 「四街道地区」の直近の事業年度末のガスメーター取付数は15,982件、「東京地区等」の同ガスメーター取付数は11,670,005件であり、これらを割り戻した割合は0.14%であるため、20分の1以下である。

- ✓ ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第3項に規定されている「料金算定への影響が軽微」と認められるか。具体的には、併合する「東京地区等」の「直近改定時託送供給約款料金原価等」を「直近改定時託送供給約款ガス需要量」で除して算定した平均単価と、併合する・併合される両地域の「直近改定時託送供給約款料金原価等」の和を「直近改定時託送供給約款ガス需要量」の和で除した値との格差が1%以内であるか。

→ 「東京地区等」の平均単価（20.70円/m<sup>3</sup>）と、「東京地区等」と「四街道地区」の原価の和と需要量の和から求められた平均単価（20.73円/m<sup>3</sup>）の格差は0.14%であるため、1%以内である（下表参照）。

	東京地区等	四街道地区	東京地区等と四街道地区の和
直近料金原価	865,868,427千円	1,615,358千円	867,483,785千円
直近ガス需要量	41,820,028千m <sup>3</sup>	22,984.6千m <sup>3</sup>	41,843,012.6千m <sup>3</sup>
平均単価 (原価/需要量)	20.70円/m <sup>3</sup>		20.73円/m <sup>3</sup>

- ・ 四街道地区の需要量は41MJから45MJに換算

$$25,227 \text{ 千m}^3 \times 41 \text{ MJ} \div 45 \text{ MJ} = 22,984.6 \text{ 千m}^3$$

- ・ 平均単価の格差は、 $(1 - 20.70 / 20.73) \times 100 = 0.14\%$

上記の結果、ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第2項及び第3項において定められた要件に適合しており、同条第1項の規定に基づき、現行の「東京地区等」の託送料金をもって、「併合後東京地区等」の託送料金とすることができることを確認した。

- (2) 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであるか（ガス事業法第48条第4項第1号関係）

上記(1)のとおり、今回の申請は、現行の「東京地区等」の託送料金をもって、「併合後東京地区等」の託送料金とするものである。そして、現行の「東京地区等」の託送料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」

として既に経済産業大臣の認可を受けていることから、「併合後東京地区等」の託送料金についても、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であることが認められる。

- (3) 変更後の託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者（ガス小売事業者）が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないか（ガス事業法第48条第4項第2号関係）

- ①新たに「併合後東京地区等」において託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について

今回の申請は、現行の「東京地区等」の託送料金その他の供給条件をもって、「併合後東京地区等」の託送料金その他の供給条件とするものである。そして、現行の「東京地区等」の託送料金その他の供給条件は「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがない」として既に経済産業大臣の認可を受けていることから、「併合後東京地区等」の託送料金その他の供給条件は、新たに「併合後東京地区等」において託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。

- ②併合される「四街道地区」において現に託送供給約款によりガスの供給を受けている者について

併合される「四街道地区」において現に東京ガスから託送供給を受けているガス小売事業者は東京ガス小売部門のみである。そして、今般の託送供給約款の変更により、併合される「四街道地区」には託送料金が値上げとなる供給地点が存在するものの、直近の事業年度における実績から、東京ガス小売部門における「併合後東京地区等」の事業年度ごとの託送料金の支出総額は、併合前と比べて値下げとなることが見込まれる【参考資料2】。また、託送料金以外の供給条件の主な変更点は、ガスの熱量を45MJとする点にあるところ、東京ガス小売部門は、現行の「東京地区等」においても東京ガスから熱量45MJのガスの託送供給を受けていることから、東京ガス小売部門について、変更後の託送供給約款により「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。

- ③既に現行の「東京地区等」においてガスの供給を受けている者について

現行の「東京地区等」においては、今般の託送供給約款の変更により託送料金その他の供給条件の変更はないため、既に現行の「東京地区等」においてガスの供給を受けている者について、変更後の託送供給約款により「託送供給を受けることを著しく

困難にするおそれがないこと」が認められる。

以上①～③から、変更後の託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について、「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。

(4) 公共の利益の増進に支障がないか。(ガス事業法第48条第4項第6号関係)

今般の託送供給約款の変更により、東京ガスは、併合される「四街道地区」における導管の維持運用オペレーションの効率化及び供給安定性の向上を見込んでいる。

また、併合される「四街道地区」の需要家は、現在、ガスの小売供給を東京ガス小売部門以外から受けることができていないが、今般の託送供給約款の変更により、現行の「東京地区等」で事業を行うガス小売事業者（28社（本年6月時点））の中からガスの小売供給を受けることが可能となる。

なお、併合される「四街道地区」の需要家は、今般の託送供給約款の変更により、ガスの熱量が変更されるため、ガスの消費機器の調整作業等を受ける必要があるが、その費用は、東京ガス小売部門が負担する方針であり、それに伴う金銭的負担は発生しない。

以上から、公共の利益の増進に支障はないことが認められる。

(5) その他の審査項目について

ガス事業法第48条第4項第3～5号に定める認可の要件のいずれにも適合していると認められる【別添2参照】。

4. 当委員会の対応方針（案）

上記3. の審査結果を踏まえ、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、別添の案【別添3】のとおり経済産業大臣に回答することとしたい。

<参考：関係条文>

●ガス事業法（託送供給約款）

第48条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5～13 （略）

（電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取）

第177条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

一～六 （略）

七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

八～十二 （略）

2 （略）

## ●ガス事業託送供給約款料金算定規則

(事業の譲渡等)

第23条 一般ガス導管事業者は、事業譲渡等の場合における事業譲渡等の後の託送供給約款料金については、第三項に規定する料金算定への影響が軽微であると認められるときは、第二条から第二十条までの規定にかかわらず、次項に規定する譲受け等一般ガス導管事業者の託送供給約款料金をもって譲受け等後の託送供給約款料金とすることができる。この場合において、一般ガス導管事業者は、次項及び第三項の規定による平均単価その他の事項を様式第十第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項に規定する事業譲渡等の場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法第四十二条の認可を受けた事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割であって、譲渡しをする又は合併若しくは分割をされる（以下「譲渡し等」という。）一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数が、譲受けをする又は合併若しくは分割をする（以下「譲受け等」という。）一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数の二十分の一以下の場合
- 二 前条第一項の規定により一般ガス導管事業者が供給区域のある地域別に複数の託送供給約款料金を設定しているときの、託送供給約款が適用される地域を異なる託送供給約款が適用される地域へ併合する変更であって、前号に準じる場合（この場合において、第三項中「譲渡し等」とあるのは「併合される」と、「譲受け等」とあるのは「併合する」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「地域における一般ガス導管事業者」と読み替えるものとする。）
- 3 第一項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときとは、譲受け等一般ガス導管事業者の既に改正法附則第十八条の規定により同項の認可を受けた託送供給約款料金原価等、法第四十八条第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた託送供給約款料金原価等若しくは変動額託送供給約款料金原価等又は同条第六項の規定により届け出た届出託送供給約款料金原価等（以下「直近改定時託送供給約款料金原価等」という。）を、当該直近改定時託送供給約款料金原価等の算定に用いたガス需要量の需要想定（以下「直近改定時託送供給約款ガス需要量」という。）で除して算定した平均単価と、譲渡し等一般ガス導管事業者及び譲受け等一般ガス事業者の直近改定時託送供給約款料金原価等の和を直近改定時託送供給約款ガス需要量の和で除した値との格差が、一パーセント以内のときとする。この場合において、譲渡し等一般ガス導管事業者のガス需要量は、譲受け等一般ガス導管事業者のガスの熱量が譲渡し等一般ガス導管事業者のガスの熱量と異なるときは、譲受け等一般ガス導管事業者のガスの熱量で換算したガス需要量を用いるものとする。

以 上

**「四街道地区」併合後の「東京地区等」の託送料金について(ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条関連)**

料金算定内容等に係る審査

東京ガスから、「併合後東京地区等」の託送料金について、現行の「東京地区等」の料金を適用する旨の申請があった。ガス事業託送供給約款料金算定規則では、第23条第2項及び第3項において定められた要件に適合しているときは、同条第1項の規定に基づき、併合する側の託送料金をもって、併合後の託送料金とすることができることから、以下の確認を行った。

第23条 一般ガス導管事業者は、事業譲渡等の場合における事業譲渡等の後の託送供給約款料金については、第三項に規定する料金算定への影響が軽微であると認められるときは、第二条から第二十条までの規定にかかわらず、次項に規定する譲受け等一般ガス導管事業者の託送供給約款料金をもって譲受け等後の託送供給約款料金とすることができる。(略)

確認項目	審査結果
------	------

・ステップ1 (算定規則第23条第2項関係)

2 前項に規定する事業譲渡等の場合とは、次の各号に掲げる場合とする。  
 一 法第四十二条の認可を受けた事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割であって、譲渡しをする又は合併若しくは分割をされる(以下「譲渡し等」という。)一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数が、譲受けをする又は合併若しくは分割をする(以下「譲受け等」という。)一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数の二十分の一以下の場合  
 二 前条第一項の規定により一般ガス導管事業者が供給区域のある地域別に複数の託送供給約款料金を設定しているときの、託送供給約款が適用される地域を異なる託送供給約款が適用される地域へ併合する変更であって、前号に準じる場合(この場合において、第三項中「譲渡し等」とあるのは「併合される」と、「譲受け等」とあるのは「併合する」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「地域における一般ガス導管事業者」と読み替えるものとする。)

算定規則第23条第1項に規定する事業譲渡等の場合に該当するか。 具体的には、「四街道12A地区」の直近の事業年度末のガスメーター取付数が、「東京地区等」の直近の事業年度末のガスメーター取付数の二十分の一以下であるか。	「四街道12A地区」の直近の事業年度末のガスメーター取付数	15,982件
	「東京地区等」の直近の事業年度末のガスメーター取付数	11,670,005件
	二十分の一以下であるか	約0.14%
	ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第1項に規定する事業譲渡等の場合に該当することを確認した。	

・ステップ2 (算定規則第23条第3項関係)

3 第一項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときとは、譲受け等一般ガス導管事業者の既に改正法附則第十八条の規定により同項の認可を受けた託送供給約款料金原価等、法第四十八条第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた託送供給約款料金原価等若しくは変動額託送供給約款料金原価等又は同条第六項の規定により届け出た届出託送供給約款料金原価等(以下「直近改定時託送供給約款料金原価等」という。)を、当該直近改定時託送供給約款料金原価等の算定に用いたガス需要量の需要想定(以下「直近改定時託送供給約款ガス需要量」という。)で除して算定した平均単価と、譲渡し等一般ガス導管事業者及び譲受け等一般ガス事業者の直近改定時託送供給約款料金原価等の和を直近改定時託送供給約款ガス需要量の和で除した値との格差が、一パーセント以内のときとする。(略)

算定規則第23条第1項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときに該当するか。 具体的には、「東京地区等」の平均単価と、「東京地区等」と「四街道12A地区」の原価の和と需要量の和から算出した平均単価との格差が1%未満であるか。	「東京地区等」の原価	865,868,427千円	平均単価
	「東京地区等」の需要量	41,820,028千m <sup>3</sup>	
	「東京地区等」と「四街道12A地区」の原価の和	865,868,427千円+1,615,358千円=867,483,785千円	平均単価
	「東京地区等」と「四街道12A地区」の需要量の和	41,820,028千m <sup>3</sup> +22,984.6千m <sup>3</sup> =41,843,012.6千m <sup>3</sup>	
	(「四街道12A地区」の需要量は41MJから45MJに換算) $25,227 \text{千m}^3 \times 41 \text{MJ} \div 45 \text{MJ} = 22,984.6 \text{千m}^3$		
平均単価の格差		(1-20.70/20.73) × 100=0.14	
ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第1項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときに該当することを確認した。			

**■ 事務局の審査結果**

変更認可申請内容について、ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第2項及び第3項に適合しており、同条第1項に基づき「東京地区等」の託送料金を「四街道12A地区」のに適用できると認められる。

託送供給約款の変更の認可について

電力・ガス取引監視等委員会事務局

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について、ガス事業法第48条第4項の規定及び一般ガス導管事業託送供給約款料金算定規則に照らして審査する。

■事業者名：東京瓦斯株式会社

■ 事務局の審査内容(ガス事業法第48条第4項)	
ガス事業法第48条第4項 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。	
1	料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。 今回の申請は、現行の「東京地区等」の託送料金をもって、「併合後東京地区等」の託送料金とするものである。そして、現行の「東京地区等」の託送料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」として既に経済産業大臣の認可を受けていることから、「併合後東京地区等」の託送料金についても、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であることが認められる。
2	第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。 ①新たに「併合後東京地区等」において託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について 今回の申請は、現行の「東京地区等」の託送料金その他の供給条件をもって、「併合後東京地区等」の託送料金その他の供給条件とするものである。そして、現行の「東京地区等」の託送料金その他の供給条件は「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがない」として既に経済産業大臣の認可を受けていることから、「併合後東京地区等」の託送料金その他の供給条件は、新たに「併合後東京地区等」において託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。 ②併合される「四街道地区」において現に託送供給約款によりガスの供給を受けている者について 併合される「四街道地区」において現に東京ガスから託送供給を受けているガス小売事業者は東京ガス小売部門のみである。そして、今般の託送供給約款の変更により、併合される「四街道地区」には託送料金が値上げとなる供給地点が存在するものの、直近の事業年度における実績から、東京ガス小売部門における「併合後東京地区等」の事業年度ごとの託送料金の支出総額は、併合前と比べて値下げとなることが見込まれる【参考資料2】。また、託送料金以外の供給条件の主な変更点は、ガスの熱量を45MJとする点にあるところ、東京ガス小売部門は、現行の「東京地区等」においても東京ガスから熱量45MJのガスの託送供給を受けていることから、東京ガス小売部門について、変更後の託送供給約款により「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。 ③既に現行の「東京地区等」においてガスの供給を受けている者について 現行の「東京地区等」においては、今般の託送供給約款の変更により託送料金その他の供給条件の変更はないため、既に現行の「東京地区等」においてガスの供給を受けている者について、変更後の託送供給約款により「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。 以上①～③から、変更後の託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者について、「託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」が認められる。
3	料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。 今回の申請は、現行の「東京地区等」の料金その他の供給条件を、「併合後東京地区等」に適用する約款変更であり、「併合後東京地区等」の料金が、「定率又は定額をもって明確に定められていること」が認められる。
4	一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 今回の申請は、現行の「東京地区等」の料金その他の供給条件を、「併合後東京地区等」に適用する約款変更であり、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」が認められる。
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 今般の申請は、現行の「東京地区等」の料金その他の供給条件を、「併合後東京地区等」に適用する約款変更であり、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」が認められる。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。 今般の託送供給約款の変更により、東京ガスは、併合される「四街道地区」における導管の維持運用オペレーションの効率化及び供給安定性の向上を見込んでいる。 また、併合される「四街道地区」の需要家は、現在、ガスの小売供給を東京ガス小売部門以外から受けることができていないが、今般の託送供給約款の変更により、現行の「東京地区等」で事業を行うガス小売事業者(28社(本年6月時点))の中からガスの小売供給を受けることが可能となる。 なお、併合される「四街道地区」の需要家は、今般の託送供給約款の変更により、ガスの熱量が変更されるため、ガスの消費機器の調整作業等を受ける必要があるが、その費用は、東京ガス小売部門が負担する方針であり、それに伴う金銭的負担は発生しない。 以上から、公共の利益の増進に支障はないことが認められる。
■ 事務局の審査結果	
申請内容について、ガス事業法第48条第4項第1号から第6号に照らし、適合していると認められる。	

(案)

官 印 省 略  
番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和2年9月24日付け20200918資第46号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存ありません。

経済産業省

官 印 省 略

20200918 資第46号

令和2年9月24日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款の変更の認可について

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条第1項第7号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第48条第2項に基づく託送供給約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給約款変更認可申請書

072-2020 : 205  
2020年 9月 18日

経 済 産 業 大 臣  
梶 山 弘 志 殿

東京都港 番 2 0 号  
東 京 会  
代表取締役 高

ガス事業法第48条第2項の規定により、次のとおり託送供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	2020年10月30日

別紙

変更の内容

小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）附則、別表第1、別表第2、別表第4、および別表第12を次のとおり変更する。

1. 「附則」を次のとおり変更する。

1. 実施期日

この約款は、2020年8月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

とあるを

1. 実施期日

この約款は、2020年10月30日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

と、改める。

2. この約款の実施に伴う切り替え措置

— 標準託送供給料金第1種 —

(1) 当社は、その初日が2020年7月31日以前に属し、その末日が2020年8月1日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）

＝①旧約款適用期間の料金＋②本約款適用期間の料金

①旧約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

＝③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/D$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）

＋④旧約款別表第4の従量料金× $V_1$

②本約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）

＝⑤本約款別表第4の基本料金× $D_2/D$ （小数点第3位以下の端数切り捨て）

＋⑥本約款別表第4の従量料金× $V_2$

(備考) (以下(2)から(4)においても同じ)

旧約款＝2020年7月31日まで適用された小売託送供給約款

$D$ ＝上記料金算定期間の日数

$D_1$ ＝ $D$ のうち旧約款適用期間の日数

＝料金算定期間の初日から起算して2020年7月31日までの日数

$D_2$ ＝ $D$ のうち本約款適用期間の日数

＝2020年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$ ＝上記料金算定期間の使用量

$$V_1 = V \text{のうち旧約款適用期間の使用量}$$

$$= V \times D_1 / D \text{ (小数点第1位以下の端数切り捨て)}$$

$$V_2 = V \text{のうち本約款適用期間の使用量}$$

$$= V - V_1$$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量Vにより判定いたします。

(3) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(8)の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

$$\text{①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$= \text{③旧約款別表第4の基本料金} \times D_1 / 30 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+ \text{④旧約款別表第4の従量料金} \times V_1$$

$$\text{②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$= \text{⑤本約款別表第4の基本料金} \times D_2 / 30 \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+ \text{⑥本約款別表第4の従量料金} \times V_2$$

(4) 当社は、(3)における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

#### 一 標準託送供給料金第2種 一

(1) 当社は、その初日が2020年7月31日以前に属し、その末日が2020年8月1日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

$$\text{料金 (小数点第1位以下の端数切り捨て)}$$

$$= \text{①旧約款適用期間の料金} + \text{②本約款適用期間の料金}$$

$$\text{①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$= \text{③旧約款別表第4の基本料金} \times D_1 / D \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+ \text{④旧約款別表第4の従量料金} \times V_1$$

$$\text{②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$= \text{⑤本約款別表第4の基本料金} \times D_2 / D \text{ (小数点第3位以下の端数切り捨て)}$$

$$+ \text{⑥本約款別表第4の従量料金} \times V_2$$

(備考) (以下(2)においても同じ)

旧約款=2020年7月31日まで適用された小売託送供給約款

D=上記料金算定期間の日数

$D_1 = D$ のうち旧約款適用期間の日数

=料金算定期間の初日から起算して2020年7月31日までの日数

$D_2 = D$ のうち本約款適用期間の日数

=2020年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

V=上記料金算定期間の使用量

$V_1 = V$ のうち旧約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$  (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2 = V$ のうち本約款適用期間の使用量

= $V - V_1$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(9)の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4の従量料金× $V_1$

②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4の基本料金× $D_2/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+⑥本約款別表第4の従量料金× $V_2$

とあるを

## 2. この約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2020年10月29日まで適用された小売託送供給約款(以下「旧約款」といいます。)別表第12に定める四街道12A地区(41MJ地区)の需要場所のガス量に係る託送供給料金については、以下の日割計算を実施します。

### — 標準託送供給料金第1種 —

(1)当社は、その初日が2020年10月29日以前に属し、その末日が2020年10月30日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)

=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金

①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)

=③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$

②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)

=⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

(備考) (以下(2)から(4)においても同じ)

$D$ =上記料金算定期間の日数

$D_1$ = $D$ のうち旧約款適用期間の日数

=料金算定期間の初日から起算して2020年10月29日までの日数

$D_2$ = $D$ のうち本約款適用期間の日数

=2020年10月30日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$ =上記料金算定期間の使用量

$V_1$ = $V$ のうち旧約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2$ = $V$ のうち本約款適用期間の使用量

= $V - V_1$

(2)当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4-3および本約款別表第4-1においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量 $V$ により判定いたします。

(3)当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(8)の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
 =③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/30$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
 +④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
 =⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/30$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
 +⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

(4) 当社は、(3)における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第4-3および本約款別表第4-1においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

— 標準託送供給料金第2種 —

(1) 当社は、その初日が2020年10月29日以前に属し、その末日が2020年10月30日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

料金 (小数点第1位以下の端数切り捨て)

=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金

①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)

=③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/D$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$

②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)

=⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/D$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

(備考) (以下(2)においても同じ)

$D$  = 上記料金算定期間の日数

$D_1$  =  $D$ のうち旧約款適用期間の日数

= 料金算定期間の初日から起算して2020年10月29日までの日数

$D_2$  =  $D$ のうち本約款適用期間の日数

= 2020年10月30日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$  = 上記料金算定期間の使用量

$V_1$  =  $V$ のうち旧約款適用期間の使用量

=  $V \times D_1 / D$  (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2$  =  $V$ のうち本約款適用期間の使用量

=  $V - V_1$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(9)の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

①旧約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)

=③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/30$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$

②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)

=⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/30$  (小数点第3位以下の端数切り捨て)

+⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

と、改める。

2. 「(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア」を次のとおり変更する。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。

①袖ヶ浦・日立エリア

イ 供給区域 (行政区)

東京都	足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区、中央区
千葉県	千葉市(花見川区、稲毛区、美浜区、中央区、若葉区、緑区)、 木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、 印西市、白井市、成田市、富里市 印旛郡(栄町、酒々井町) 山武郡(芝山町) 香取郡(多古町)
埼玉県	さいたま市(西区、北区、見沼区、岩槻区、大宮区、中央区、桜区、浦和区、南区、 緑区)、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、三郷 市、蓮田市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、白岡市 北足立郡(伊奈町)
茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根 町、稲敷郡(阿見町、美浦村)
栃木県	宇都宮市、真岡市 河内郡(上三川町) 芳賀郡(芳賀町) 塩谷郡(高根沢町) 下都賀郡(壬生町)
群馬県	邑楽郡(千代田町、邑楽町、明和町)

ロ 特定ガス導管事業の区間

千葉県	千葉市花見川区作新台4-5 ～ 習志野市東習志野5-29 市原市千種1丁目16-15 ～ 市原市千種海岸2番1 千葉市若葉区御殿町1番153 ～ 千葉市若葉区御殿町1番153 千葉県山武郡芝山町小池2668 ～ 千葉県山武郡芝山町小池2700-72
埼玉県	蓮田市西城3丁目203番地 ～ 蓮田市西新宿2丁目106番地 北足立郡伊奈町羽貫983番 ～ 北足立郡伊奈町羽貫983番 三郷市小谷堀339番地 ～ (千葉県)野田市今上2900番地 久喜市清久町1-1 ～ 久喜市清久町1-5 久喜市下清久21番地 ～ 久喜市清久町5 久喜市六万部665番地 ～ 加須市水深45 加須市砂原2022-1 ～ 加須市砂原2022-1 深谷市上野台1450 ～ 深谷市上野台1351 久喜市清久町1-6 ～ 久喜市清久町1-6 深谷市折之口858-6 ～ 深谷市折之口858-5
茨城県	取手市清水243 ～ 取手市毛有380 古河市高野1847 ～ 猿島郡境町塚崎1370

	那珂市向山字弁才天 508 番 2 ～ 那珂市向山字弁才天 434 番 7 つくば市作谷 2435-1 ～ 筑西市田宿 1135 猿島郡五霞町元栗橋 2942 ～ 猿島郡五霞町元栗橋 2942 古河市北利根 8 番地 ～ 古河市丘里 7 番
栃木県	佐野市犬伏新町 1371-1 ～ 佐野市久保町 243 真岡市長田 1676 番地 ～ 真岡市長田 1676 番地 真岡市若旅 656 番地 ～ (茨城県) 筑西市小川 1500 番地 宇都宮市富士見町 1-11 番地 ～ 下野市上古山 2283 番地 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 ～ 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 真岡市寺内 1307-2 ～ 真岡市大和田 1-24
群馬県	邑楽郡千代田町赤岩 2716 ～ 邑楽郡邑楽町篠塚 54 邑楽郡千代田町赤岩 2712 ～ 邑楽郡千代田町赤岩 3042 邑楽郡邑楽町赤堀 1503 ～ 館林市野辺町 904 館林市野辺町 906-1 ～ 館林市野辺町 906-1 館林市野辺町 906-2 ～ 館林市野辺町 906-2 邑楽郡千代田町昭和 1 ～ 邑楽郡千代田町昭和 1 邑楽郡千代田町昭和 6 ～ 邑楽郡千代田町昭和 6 邑楽郡明和町大輪 336-15 ～ 邑楽郡明和町大輪 336-15 邑楽郡明和町矢島 900-1 ～ 邑楽郡明和町矢島 900-1 邑楽郡明和町矢島 1230 ～ 邑楽郡明和町矢島 1230 邑楽郡明和町大輪 2471-1 ～ 邑楽郡明和町大輪 2432 邑楽郡明和町矢島 1169 ～ 邑楽郡明和町矢島 900

②根岸・扇島エリア

イ 供給区域 (行政区)

東京都	大田区、品川区、渋谷区、千代田区、港区、目黒区、板橋区、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市(鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、中区、南区、泉区、戸塚区、港南区、磯子区、栄区、金沢区) 川崎市(中原区、幸区、川崎区、麻生区、多摩区、高津区、宮前区) 相模原市(緑区、中央区、南区) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 高座郡(寒川町) 中郡(大磯町) 足柄上郡(中井町、開成町)
埼玉県	所沢市、朝霞市、新座市

ロ 特定ガス導管事業の区間

東京都	清瀬市下宿 3 丁目 ～ (埼玉県) 所沢市坂之下 310 清瀬市下宿 2 丁目 ～ (埼玉県) 所沢市城 404 立川市一番町 2 ～ 昭島市武蔵野 2-24 立川市一番町 1 ～ 昭島市中神 1374
-----	---

神奈川県	足柄上郡中井町井ノ口 1500 ～ 小田原市小竹 1552-3 平塚市南金目 373 ～ 平塚市南金目 374 足柄上郡中井町井ノ口 2928 ～ 秦野市西大竹 634 足柄上郡開成町牛島 81 ～ 神奈川県足柄上郡開成町延沢 1 川崎市宮前区南平台 16 番地 ～ 川崎市宮前区南平台 16 番地 足柄上郡大井町金手 378 番地 ～ 足柄上郡大井町金手 378 番地 南足柄市竹松 1005 ～ 南足柄市怒田 1223 座間市緑ヶ丘 5-7 番地 ～ 座間市緑ヶ丘 5-7 番地 南足柄市和田河原 955 ～ 南足柄市広町 392 番地
埼玉県	朝霞市浜崎 145 番地 ～ 朝霞市浜崎 145 番地

### ③群馬・群馬南エリア

群馬県	高崎市、前橋市、渋川市、藤岡市
-----	-----------------

### ④四街道 12A エリア

千葉県	千葉市(稲毛区)、四街道市
-----	---------------

(注1) 需要場所が供給区域(別表第12(供給区域等)に定めるものをいいます。)以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域に応じた払出エリアを定めます。

(注2) ①袖ヶ浦・日立エリアの千葉市稲毛区、四街道市については、別表第12(供給区域等)の「3. 四街道 12A 地区(41MJ)」に記載された地域を除きます。④四街道 12A エリアの千葉市稲毛区、四街道市は、別表第12(供給区域等)の「3. 四街道 12A 地区(41MJ)」に記載された地域と同一です。

(注3) ③群馬・群馬南エリア、④四街道 12A エリアは、それぞれ他の払出エリアとの振替供給はできません。

とあるを

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。

#### ①袖ヶ浦・日立エリア

#### イ 供給区域(行政区)

東京都	足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区、中央区
千葉県	千葉市(花見川区、稲毛区、美浜区、中央区、若葉区、緑区)、 木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、成田市、富里市 印旛郡(栄町、酒々井町) 山武郡(芝山町) 香取郡(多古町)
埼玉県	さいたま市(西区、北区、見沼区、岩槻区、大宮区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区)、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、白岡市 北足立郡(伊奈町)

茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡（阿見町、美浦村）
栃木県	宇都宮市、真岡市 河内郡（上三川町） 芳賀郡（芳賀町） 塩谷郡（高根沢町） 下都賀郡（壬生町）
群馬県	邑楽郡（千代田町、邑楽町、明和町）

ロ 特定ガス導管事業の区間

千葉県	千葉市花見川区作新台4-5 ～ 習志野市東習志野5-29 市原市千種1丁目16-15 ～ 市原市千種海岸2番1 千葉市若葉区御殿町1番153 ～ 千葉市若葉区御殿町1番153 千葉県山武郡芝山町小池2668 ～ 千葉県山武郡芝山町小池2700-72
埼玉県	蓮田市西城3丁目203番地 ～ 蓮田市西新宿2丁目106番地 北足立郡伊奈町羽貫983番 ～ 北足立郡伊奈町羽貫983番 三郷市小谷堀339番地 ～ （千葉県）野田市今上2900番地 久喜市清久町1-1 ～ 久喜市清久町1-5 久喜市下清久21番地 ～ 久喜市清久町5 久喜市六万部665番地 ～ 加須市水深45 加須市砂原2022-1 ～ 加須市砂原2022-1 深谷市上野台1450 ～ 深谷市上野台1351 久喜市清久町1-6 ～ 久喜市清久町1-6 深谷市折之口858-6 ～ 深谷市折之口858-5
茨城県	取手市清水243 ～ 取手市毛有380 古河市高野1847 ～ 猿島郡境町塚崎1370 那珂市向山字弁才天508番2 ～ 那珂市向山字弁才天434番7 つくば市作谷2435-1 ～ 筑西市田宿1135 猿島郡五霞町元栗橋2942 ～ 猿島郡五霞町元栗橋2942 古河市北利根8番地 ～ 古河市丘里7番
栃木県	佐野市犬伏新町1371-1 ～ 佐野市久保町243 真岡市長田1676番地 ～ 真岡市長田1676番地 真岡市若旅656番地 ～ （茨城県）筑西市小川1500番地 宇都宮市富士見町1-11番地 ～ 下野市上古山2283番地 宇都宮市若松原2丁目18番地 ～ 宇都宮市若松原2丁目18番地 真岡市寺内1307-2 ～ 真岡市大和田1-24
群馬県	邑楽郡千代田町赤岩2716 ～ 邑楽郡邑楽町篠塚54 邑楽郡千代田町赤岩2712 ～ 邑楽郡千代田町赤岩3042 邑楽郡邑楽町赤堀1503 ～ 館林市野辺町904 館林市野辺町906-1 ～ 館林市野辺町906-1 館林市野辺町906-2 ～ 館林市野辺町906-2 邑楽郡千代田町昭和1 ～ 邑楽郡千代田町昭和1 邑楽郡千代田町昭和6 ～ 邑楽郡千代田町昭和6 邑楽郡明和町大輪336-15 ～ 邑楽郡明和町大輪336-15 邑楽郡明和町矢島900-1 ～ 邑楽郡明和町矢島900-1 邑楽郡明和町矢島1230 ～ 邑楽郡明和町矢島1230 邑楽郡明和町大輪2471-1 ～ 邑楽郡明和町大輪2432 邑楽郡明和町矢島1169 ～ 邑楽郡明和町矢島900

②根岸・扇島エリア

イ 供給区域（行政区）

東京都	大田区、品川区、渋谷区、千代田区、港区、目黒区、板橋区、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市(鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、中区、南区、泉区、戸塚区、港南区、磯子区、栄区、金沢区) 川崎市(中原区、幸区、川崎区、麻生区、多摩区、高津区、宮前区) 相模原市(緑区、中央区、南区) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 高座郡(寒川町) 中郡(大磯町) 足柄上郡(中井町、開成町)
埼玉県	所沢市、朝霞市、新座市

ロ 特定ガス導管事業の区間

東京都	清瀬市下宿3丁目 ～ (埼玉県) 所沢市坂之下 310 清瀬市下宿2丁目 ～ (埼玉県) 所沢市城 404 立川市一番町2 ～ 昭島市武蔵野 2-24 立川市一番町1 ～ 昭島市中神 1374
神奈川県	足柄上郡中井町井ノ口 1500 ～ 小田原市小竹 1552-3 平塚市南金目 373 ～ 平塚市南金目 374 足柄上郡中井町井ノ口 2928 ～ 秦野市西大竹 634 足柄上郡開成町牛島 81 ～ 神奈川県足柄上郡開成町延沢 1 川崎市宮前区南平台 16番地 ～ 川崎市宮前区南平台 16番地 足柄上郡大井町金手 378番地 ～ 足柄上郡大井町金手 378番地 南足柄市竹松 1005 ～ 南足柄市怒田 1223 座間市緑ヶ丘 5-7番地 ～ 座間市緑ヶ丘 5-7番地 南足柄市和田河原 955 ～ 南足柄市広町 392番地
埼玉県	朝霞市浜崎 145番地 ～ 朝霞市浜崎 145番地

③群馬・群馬南エリア

群馬県	高崎市、前橋市、渋川市、藤岡市
-----	-----------------

(注1) 需要場所が供給区域(別表第12(供給区域等))に定めるものをいいます。)以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域に応じた払出エリアを定めます。

(注2) ③群馬・群馬南エリアは、他の払出エリアとの振替供給はできません。

と改める。

3. 「(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法」を次のとおり変更する。

受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、その受入地点に応じて以下のとおりとします。

表1. 東京地区等(45MJ地区)、群馬地区他(45MJ地区)

項目	基準値	備考
標準熱量(13A)	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量(13A)	44.20~46.00 MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッベ指数 (13A)	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度(13A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	
全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

表2. 四街道12A地区(41MJ地区)

項目	基準値	備考
----	-----	----

標準熱量 (12A)	41MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (12A)	39.81~41.58MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッペ指数 (12A)	52.7~53.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度 (12A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	
全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	24.0~36.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

(注) 以下の項目については、ガス製造方法の違いによる差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル類、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

とあるを

受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量	44.20~46.00 MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッペ指数	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	
全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を

		使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0～30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする（周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない）

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素（V, Pb, Cl 等）、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分（ベンゼン、トルエン等）、他）

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

と改める。

4. 「(別表第4) 料金表」を次のとおり変更する。

(1) 4-1. 東京地区等 (45MJ 地区)

4-1. 東京地区等 (45MJ地区)

とあるを、

4-1. 東京地区等

と改める。

(2) 4-2. 群馬地区他 (45MJ 地区)

4-2. 群馬地区他 (45MJ地区)

とあるを、

4-2. 群馬地区他

と改める。

(3) 4-3. 四街道12A地区 (41MJ 地区)

#### 4-3. 四街道 12A 地区 (41MJ 地区)

##### [標準託送供給料金第 1 種]

##### 1. 適用区分

料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B ガス量が 20 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C ガス量が 200 立方メートルを超える場合に適用いたします。

##### 2. 料金表 A

##### (1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	345.00 円
------------------	----------

##### (2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	73.08 円
-------------	---------

##### 3. 料金表 B

##### (1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	660.20 円
------------------	----------

##### (2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	57.32 円
-------------	---------

##### 4. 料金表 C

##### (1) 定額基本料金

1 か月及び 1 個別契約につき	2,638.20 円
------------------	------------

##### (2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	47.43 円
-------------	---------

##### [標準託送供給料金第 2 種]

##### 5. 適用

(1) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が 3 月の定例検針日の翌日から 11 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 4 月の定例検針日の翌日から 12 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(2) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が 11 月の定例検針日の翌日から翌年の 3 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 12 月の定例検針日の翌日から翌年の 4 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

##### 6. 標準託送供給料金第 2 種その 3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	24,170.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	159.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	4.83円
1立方メートルにつき (冬期)	5.83円

とあるを

削除する。

5. 「(別表第6) 本支管および整圧器の工事に対する当社負担額」

本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、その払出地点の位置する供給区域(別表第12(供給区域等)に定めるものをいいます。)に応じて以下のとおりといたします。

(1) 東京地区等 (45MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000円

(2) 群馬地区他 (45MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 326,000円

(3) 四街道12A地区 (41MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 62,600円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い	設置するガスメーターの能力1立方メートル

出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	毎時につき 125,200 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 250,400 円

- (注1) 需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の当社負担額を適用いたします。
- (注2) 1 需要場所について 1 年間に託送供給するガス量が、熱量 46MJ のガスを常温及び常圧で 10 万立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は 1 需要場所につき 1 億円（消費税等相当額を含まないものとします。）といたします。

とあるを、

本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、その払出地点の位置する供給区域（別表第 12（供給区域等）に定めるものをいいます。）に応じて以下のとおりといたします。

(1) 東京地区等

託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の 場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 85,000 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 170,000 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 340,000 円

(2) 群馬地区他

託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の 場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 81,500 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 163,000 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い 出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力 1 立方メートル 毎時につき 326,000 円

- (注1) 需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の当社負担額を適用いたします。
- (注2) 1 需要場所について 1 年間に託送供給するガス量が、熱量 46MJ のガスを常温及び常圧で 10 万立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は 1 需要場所につき 1 億円（消費税等相当額を含まないものとします。）といたします。

と改める。

6. 「(別表第12) 供給区域等」を次のとおり変更する。

(1) 実施の期日

「この別表第12は、2020年8月1日から実施いたします。」

とあるを

「この別表第12は、2020年10月30日から実施いたします。」

と改める。

(2) 供給区域 東京地区等 (45MJ 地区)

東京地区等 (45MJ地区)

とあるを、

**東京地区等**

と改める。

(3) 群馬地区他 (45MJ 地区)

群馬地区他 (45MJ地区)

とあるを、

**群馬地区他**

と改める。

(4) 東京地区等 (45MJ 地区) 千葉県千葉市

千葉県	千葉市  稲毛区 <u>ただし、</u> <u>小深町のうち</u> <u>市道山王町2号線以北、531番地、535番地、536番地</u> <u>を除く</u>
-----	---

とあるを

千葉県	千葉市 稲毛区
-----	------------

と改める。

(5) 東京地区等 (45MJ 地区) 千葉県四街道市

千葉県	<p>四街道市</p> <p>旭ヶ丘1丁目, 旭ヶ丘2丁目, 旭ヶ丘3丁目, 旭ヶ丘4丁目, 旭ヶ丘5丁目 池花1丁目, 池花2丁目 上野 内黒田のうち 字台小路, 字池花, 字立野, 字本郷 (市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), 字小割 (東関東自動車道以北), 字新山 (東関東自動車道以北かつ市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東) <u>小名木 (ただし, 字西ノ内, 字宮腰, 字椎ノ木を除く。)</u> 亀崎のうち 字大原 1528 番地 5～6 栗山のうち <u>東関東自動車道以北</u> 鷹の台1丁目, 鷹の台2丁目, 鷹の台3丁目, 鷹の台4丁目 <u>大日 (ただし, 東関東自動車道以南を除く。)</u> 千代田1丁目, 千代田2丁目, 千代田3丁目, 千代田4丁目, 千代田5丁目 中台 中野 <u>長岡のうち</u> <u>東関東自動車道以北</u> 南波佐間 成山 みそら1丁目, みそら2丁目, みそら3丁目, みそら4丁目 めいわ5丁目 もねの里2丁目, もねの里3丁目 <u>物井のうち</u> <u>東関東自動車道以北</u> 山梨 吉岡のうち 主要地方道浜野四街道長沼線以南 鹿放ヶ丘 和田</p>
-----	---

とあるを

千葉県	<p>四街道市</p> <p>旭ヶ丘1丁目, 旭ヶ丘2丁目, 旭ヶ丘3丁目, 旭ヶ丘4丁目, 旭ヶ丘5丁目 池花1丁目, 池花2丁目 上野 内黒田のうち</p>
-----	--

	<p>字台小路, 字池花, 字立野, 字本郷 (市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), 字小割 (東関東自動車道以北), 字新山 (東関東自動車道以北かつ市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), <u>東関東自動車道より南</u></p> <p><u>美しが丘1丁目, 美しが丘2丁目, 美しが丘3丁目</u></p> <p><u>小名木</u>  <u>亀崎のうち</u>      字大原 1528 番地 5～6</p> <p><u>栗山</u>  <u>さちが丘1丁目</u>  <u>さちが丘2丁目のうち住居表示1～2番, 3番1～2号,</u>  <u>4番 (ただし, 4～6号を除く)</u>  <u>5番 (ただし, 3～6号を除く)</u></p> <p><u>さつきヶ丘</u>  <u>鹿渡のうち字熊谷台, 字押出, 字汜, 字牛コロ作, 字内ノミ台,</u>  <u>字木戸場, 字水上, 字向柳作, 字柳作, 字前原,</u>  <u>字遠水上, 字道作, 字谷ツ田</u></p> <p><u>下志津新田</u>  <u>鷹の台1丁目, 鷹の台2丁目, 鷹の台3丁目, 鷹の台4丁目</u></p> <p><u>大目</u>  <u>中央</u>  <u>千代田1丁目, 千代田2丁目, 千代田3丁目, 千代田4丁目, 千代田5丁目</u>  <u>つくし座1丁目1番地 (ただし旧番地262-3, 4, 11, 12を除く)</u>  <u>つくし座1丁目2番地1～4号 (ただし旧番地262-9, 13, 687-2</u>  <u>～4を除く)</u></p> <p><u>中台</u>  <u>中野</u>  <u>長岡</u>  <u>南波佐間</u>  <u>成山</u>  <u>みそら1丁目, みそら2丁目, みそら3丁目, みそら4丁目</u></p> <p><u>みのり町</u>  <u>めいわ1丁目, めいわ2丁目, めいわ3丁目, めいわ4丁目, めいわ5丁目</u>  <u>もねの里1丁目, もねの里2丁目, もねの里3丁目, もねの里4丁目</u>  <u>もねの里5丁目, もねの里6丁目</u></p> <p><u>物井</u>  <u>山梨</u>  <u>吉岡のうち</u>      主要地方道浜野四街道長沼線以南</p> <p><u>四街道</u>  <u>四街道1丁目, 四街道2丁目, 四街道3丁目</u></p> <p><u>鹿放ヶ丘</u>  <u>和田</u>  <u>和良比</u></p>
--	--

と改める。

(6) 四街道12A地区

<u>千葉県</u>	<u>千葉市</u>
	<u>稲毛区</u>
	<u>小深町のうち</u>

市道山王町2号線以北, 531番地, 535番地, 536番地

四 街 道 市

内黒田のうち東関東自動車道より南 (ただし, 字立野を除く)

美しが丘1丁目

美しが丘2丁目

美しが丘3丁目

小名木のうち字西ノ内, 字宮腰, 字椎ノ木

栗山のうち東関東自動車道より南

さちが丘1丁目

さちが丘2丁目のうち住居表示1～2番, 3番1～2号,

4番 (ただし, 4～6号を除く)

5番 (ただし, 3～6号を除く)

さつきヶ丘

鹿渡のうち字熊谷台, 字押出, 字汜, 字牛コロ作, 字内ノミ台,

字木戸場, 字水上, 字向柳作, 字柳作, 字前原,

字遠水上, 字道作, 字谷ツ田

下志津新田

大日のうち東関東自動車道以南

中央

つくし座1丁目 870-3～15, 870-17～20

長岡のうち東関東自動車道より南

みのり町

めいわ1丁目

めいわ2丁目

めいわ3丁目

めいわ4丁目

物井のうち東関東自動車道より南

四街道

四街道1丁目

四街道2丁目

四街道3丁目

和良比

とあるを

削除する。

## 添 付 書 類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧供給約款対照表
- 3 ガス事業法施行規則第六十五条第3項第3号のホに規定する書類  
託送料金算定規則様式第10（事業譲渡等における需要家数等整理表）

## 変更を必要とする理由

### 1. 四街道12A地区の東京地区等への統合

四街道12A地区を、複数の受入地点を有する13Aネットワークと連結させ供給側のソースを強固にし供給安定性の向上を図ること、および維持運用オペレーションの効率化を目的に東京地区等のネットワークと接続します。それに伴い、標準熱量を41MJから45MJに引き上げます。

東京地区等および四街道12A地区は、供給条件が同一となるため、料金地区を統合し四街道12A地区にも東京地区等と同じ託送料金を適用いたします。

### 2. 申請の内容

四街道12A地区を東京地区等へ統合することとし、所要の変更をいたします。

#### (1) 「附則」の変更

- ・約款実施期日を変更いたします。
- ・この約款の実施に伴う切り替え措置について変更します。

#### (2) 「(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア」の変更

- ・四街道12Aエリアに関する記載を削除いたします。

#### (3) 「(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法」の変更

- ・四街道12A地区に関する記載を削除いたします。
- ・東京地区等、群馬地区他における(45MJ)表記を削除いたします。

#### (4) 「(別表第4) 料金表」の変更

- ・四街道12A地区に関する記載を削除いたします。
- ・東京地区等、群馬地区他における(45MJ)表記を削除いたします。

#### (5) 「(別表第6) 本支管および整圧所の工事に対する当社負担額」の変更

- ・四街道12A地区に関する記載を削除いたします。
- ・東京地区等、群馬地区他における(45MJ)表記を削除いたします。

#### (6) 「(別表第12) 供給区域等」の変更

- ・四街道12A地区の行政区を、東京地区等に記載いたします。
- ・東京地区等、群馬地区他における(45MJ)表記を削除いたします。

新 旧 对 照 表

現行の供給約款	備 考
<p data-bbox="371 520 1121 688">小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給)</p> <p data-bbox="617 1144 866 1180"><u>2020年8月1日実施</u></p> <p data-bbox="498 1297 985 1360">東京瓦斯株式会社</p>	<p data-bbox="1389 1129 1489 1165">変 更</p>

変更後の供給約款
<p data-bbox="1855 529 2605 697">小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給)</p> <p data-bbox="2077 1150 2368 1186"><u>2020年10月30日実施</u></p> <p data-bbox="1973 1306 2469 1369">東京瓦斯株式会社</p>

現行の供給約款	備考
2020年7月1日付 20200515資第10号 認可	変更

変更後の供給約款
2020年X月XX日付 2020XXXX資第X号 認可

<附 則>

現行の小売託送供給約款	備考
<p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、<u>2020年8月1日</u>から実施いたします。</p> <p>ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。</p> <p>また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。</p> <p>2. この約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p>— 標準託送供給料金第1種 —</p> <p>(1) 当社は、その初日が <u>2020年7月31日</u>以前に属し、その末日が <u>2020年8月1日</u>以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。</p> <p>(算式)</p> <p>料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> <p>=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金</p> <p>①旧約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>=③旧約款別表第4の基本料金×D<sub>1</sub>/D（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>+④旧約款別表第4の従量料金×V<sub>1</sub></p> <p>②本約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>=⑤本約款別表第4の基本料金×D<sub>2</sub>/D（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>+⑥本約款別表第4の従量料金×V<sub>2</sub></p> <p>(備考)（以下（2）から（4）においても同じ）</p> <p>旧約款=<u>2020年7月31日</u>まで適用された小売託送供給約款</p> <p>D=上記料金算定期間の日数</p> <p>D<sub>1</sub>=Dのうち旧約款適用期間の日数</p> <p>=料金算定期間の初日から起算して<u>2020年7月31日</u>までの日数</p> <p>D<sub>2</sub>=Dのうち本約款適用期間の日数</p> <p>=<u>2020年8月1日</u>から起算して料金算定期間末日までの日数</p> <p>V=上記料金算定期間の使用量</p> <p>V<sub>1</sub>=Vのうち旧約款適用期間の使用量</p> <p>=V×D<sub>1</sub>/D（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> <p>V<sub>2</sub>=Vのうち本約款適用期間の使用量</p> <p>=V-V<sub>1</sub></p> <p>(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量Vにより判定いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

変更後の小売託送供給約款
<p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、<u>2020年10月30日</u>から実施いたします。</p> <p>ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。</p> <p>また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。</p> <p>2. この約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p><u>当社は、2020年10月29日まで適用された小売託送供給約款（以下「旧約款」といいます。）別表第12に定める四街道12A地区(41MT地区)の需要場所のガス量に係る託送供給料金については、以下の日割計算を実施します。</u></p> <p>— 標準託送供給料金第1種 —</p> <p>(1) 当社は、その初日が <u>2020年10月29日</u>以前に属し、その末日が <u>2020年10月30日</u>以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。</p> <p>(算式)</p> <p>料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> <p>=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金</p> <p>①旧約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>=③旧約款別表第4 <u>-3</u>の基本料金×D<sub>1</sub>/D（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>+④旧約款別表第4 <u>-3</u>の従量料金×V<sub>1</sub></p> <p>②本約款適用期間の料金（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>=⑤本約款別表第4 <u>-1</u>の基本料金×D<sub>2</sub>/D（小数点第3位以下の端数切り捨て）</p> <p>+⑥本約款別表第4 <u>-1</u>の従量料金×V<sub>2</sub></p> <p>(備考)（以下（2）から（4）においても同じ）</p> <p>D=上記料金算定期間の日数</p> <p>D<sub>1</sub>=Dのうち旧約款適用期間の日数</p> <p>=料金算定期間の初日から起算して<u>2020年10月29日</u>までの日数</p> <p>D<sub>2</sub>=Dのうち本約款適用期間の日数</p> <p>=<u>2020年10月30日</u>から起算して料金算定期間末日までの日数</p> <p>V=上記料金算定期間の使用量</p> <p>V<sub>1</sub>=Vのうち旧約款適用期間の使用量</p> <p>=V×D<sub>1</sub>/D（小数点第1位以下の端数切り捨て）</p> <p>V<sub>2</sub>=Vのうち本約款適用期間の使用量</p> <p>=V-V<sub>1</sub></p>

(3) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(8)の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4の基本料金× $D_2/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4の従量料金× $V_2$

(4) 当社は、(3)における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。

(算式)

$$1\text{か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

— 標準託送供給料金第2種 —

(1) 当社は、その初日が2020年7月31日以前に属し、その末日が2020年8月1日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

- 料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)  
=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金
- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4の基本料金× $D_2/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4の従量料金× $V_2$

(備考) (以下(2)においても同じ)

旧約款=2020年7月31日まで適用された小売託送供給約款

$D$ =上記料金算定期間の日数

$D_1$ = $D$ のうち旧約款適用期間の日数

=料金算定期間の初日から起算して2020年7月31日までの日数

$D_2$ = $D$ のうち本約款適用期間の日数

=2020年8月1日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$ =上記料金算定期間の使用量

$V_1$ = $V$ のうち旧約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2$ = $V$ のうち本約款適用期間の使用量

= $V - V_1$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(9)の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4の基本料金× $D_1/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4-3および本約款別表第4-1においていずれの料金表を適用するかは、上記料金算定期間の使用量 $V$ により判定いたします。

(3) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(8)の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/30$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

(4) 当社は、(3)における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第4-3および本約款別表第4-1においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定いたします。

(算式)

$$1\text{か月換算使用量} = V \times 30 / D$$

— 標準託送供給料金第2種 —

(1) 当社は、その初日が2020年10月29日以前に属し、その末日が2020年10月30日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えた金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

- 料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)  
=①旧約款適用期間の料金+②本約款適用期間の料金
- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=③旧約款別表第4-3の基本料金× $D_1/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4-3の従量料金× $V_1$
- ②本約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4-1の基本料金× $D_2/D$ (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4-1の従量料金× $V_2$

(備考) (以下(2)においても同じ)

$D$ =上記料金算定期間の日数

$D_1$ = $D$ のうち旧約款適用期間の日数

=料金算定期間の初日から起算して2020年10月29日までの日数

$D_2$ = $D$ のうち本約款適用期間の日数

=2020年10月30日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$ =上記料金算定期間の使用量

$V_1$ = $V$ のうち旧約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V_2$ = $V$ のうち本約款適用期間の使用量

= $V - V_1$

(2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、本約款17(9)の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

- ①旧約款適用期間の料金(小数点第3位以下の端数切り捨て)

=⑤本約款別表第4の基本料金×D<sub>2</sub>/30 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4の従量料金×V<sub>2</sub>

=③旧約款別表第4-3の基本料金×D<sub>1</sub>/30 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+④旧約款別表第4-3の従量料金×V<sub>1</sub>  
②本約款適用期間の料金 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
=⑤本約款別表第4-1の基本料金×D<sub>2</sub>/30 (小数点第3位以下の端数切り捨て)  
+⑥本約款別表第4-1の従量料金×V<sub>2</sub>

< (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア >

現行の小売託送供給約款		備考
①袖ヶ浦・日立エリア		変 更
イ 供給区域 (行政区)		
東京都	足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区、中央区	
千葉県	千葉市(花見川区、稲毛区、美浜区、中央区、若葉区、緑区)、 木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、成田市、富里市 印旛郡(栄町、酒々井町) 山武郡(芝山町) 香取郡(多古町)	
埼玉県	さいたま市(西区、北区、見沼区、岩槻区、大宮区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区)、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、白岡市 北足立郡(伊奈町)	
茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡(阿見町、美浦村)	
栃木県	宇都宮市、真岡市 河内郡(上三川町) 芳賀郡(芳賀町) 塩谷郡(高根沢町) 下都賀郡(壬生町)	
群馬県	邑楽郡(千代田町、邑楽町、明和町)	
ロ 特定ガス導管事業の区間		
千葉県	千葉市花見川区作新台4-5 ~ 習志野市東習志野5-29 市原市千種1丁目16-15 ~ 市原市千種海岸2番1 千葉市若葉区御殿町1番153 ~ 千葉市若葉区御殿町1番153 千葉県山武郡芝山町小池2668 ~ 千葉県山武郡芝山町小池2700-72	
埼玉県	蓮田市西城3丁目203番地 ~ 蓮田市西新宿2丁目106番地 北足立郡伊奈町羽貫983番 ~ 北足立郡伊奈町羽貫983番 三郷市小谷堀339番地 ~ (千葉県)野田市今上2900番地 久喜市清久町1-1 ~ 久喜市清久町1-5 久喜市下清久21番地 ~ 久喜市清久町5 久喜市六万部665番地 ~ 加須市水深45	

変更後の小売託送供給約款	
①袖ヶ浦・日立エリア	
イ 供給区域 (行政区)	
東京都	足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区、中央区
千葉県	千葉市(花見川区、稲毛区、美浜区、中央区、若葉区、緑区)、 木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、成田市、富里市 印旛郡(栄町、酒々井町) 山武郡(芝山町) 香取郡(多古町)
埼玉県	さいたま市(西区、北区、見沼区、岩槻区、大宮区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区)、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、白岡市 北足立郡(伊奈町)
茨城県	日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、稲敷郡(阿見町、美浦村)
栃木県	宇都宮市、真岡市 河内郡(上三川町) 芳賀郡(芳賀町) 塩谷郡(高根沢町) 下都賀郡(壬生町)
群馬県	邑楽郡(千代田町、邑楽町、明和町)
ロ 特定ガス導管事業の区間	
千葉県	千葉市花見川区作新台4-5 ~ 習志野市東習志野5-29 市原市千種1丁目16-15 ~ 市原市千種海岸2番1 千葉市若葉区御殿町1番153 ~ 千葉市若葉区御殿町1番153 千葉県山武郡芝山町小池2668 ~ 千葉県山武郡芝山町小池2700-72
埼玉県	蓮田市西城3丁目203番地 ~ 蓮田市西新宿2丁目106番地 北足立郡伊奈町羽貫983番 ~ 北足立郡伊奈町羽貫983番 三郷市小谷堀339番地 ~ (千葉県)野田市今上2900番地 久喜市清久町1-1 ~ 久喜市清久町1-5 久喜市下清久21番地 ~ 久喜市清久町5 久喜市六万部665番地 ~ 加須市水深45

	加須市砂原 2022-1 ~ 加須市砂原 2022-1 深谷市上野台 1450 ~ 深谷市上野台 1351 久喜市清久町 1-6 ~ 久喜市清久町 1-6 深谷市折之口 858-6 ~ 深谷市折之口 858-5
茨城県	取手市清水 243 ~ 取手市毛有 380 古河市高野 1847 ~ 猿島郡境町塚崎 1370 那珂市向山字弁才天 508 番 2 ~ 那珂市向山字弁才天 434 番 7 つくば市作谷 2435-1 ~ 筑西市田宿 1135 猿島郡五霞町元栗橋 2942 ~ 猿島郡五霞町元栗橋 2942 古河市北利根 8 番地 ~ 古河市丘里 7 番
栃木県	佐野市犬伏新町 1371-1 ~ 佐野市久保町 243 真岡市長田 1676 番地 ~ 真岡市長田 1676 番地 真岡市若旅 656 番地 ~ (茨城県) 筑西市小川 1500 番地 宇都宮市富士見町 1-11 番地 ~ 下野市上古山 2283 番地 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 ~ 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 真岡市寺内 1307-2 ~ 真岡市大和田 1-24
群馬県	邑楽郡千代田町赤岩 2716 ~ 邑楽郡邑楽町篠塚 54 邑楽郡千代田町赤岩 2712 ~ 邑楽郡千代田町赤岩 3042 邑楽郡邑楽町赤堀 1503 ~ 館林市野辺町 904 館林市野辺町 906-1 ~ 館林市野辺町 906-1 館林市野辺町 906-2 ~ 館林市野辺町 906-2 邑楽郡千代田町昭和 1 ~ 邑楽郡千代田町昭和 1 邑楽郡千代田町昭和 6 ~ 邑楽郡千代田町昭和 6 邑楽郡明和町大輪 336-15 ~ 邑楽郡明和町大輪 336-15 邑楽郡明和町矢島 900-1 ~ 邑楽郡明和町矢島 900-1 邑楽郡明和町矢島 1230 ~ 邑楽郡明和町矢島 1230 邑楽郡明和町大輪 2471-1 ~ 邑楽郡明和町大輪 2432 邑楽郡明和町矢島 1169 ~ 邑楽郡明和町矢島 900

②根岸・扇島エリア

イ 供給区域 (行政区)

東京都	大田区、品川区、渋谷区、千代田区、港区、目黒区、板橋区、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市(鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、中区、南区、泉区、戸塚区、港南区、磯子区、栄区、金沢区) 川崎市(中原区、幸区、川崎区、麻生区、多摩区、高津区、宮前区) 相模原市(緑区、中央区、南区) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 高座郡(寒川町) 中郡(大磯町) 足柄上郡(中井町、開成町)
埼玉県	所沢市、朝霞市、新座市

	加須市砂原 2022-1 ~ 加須市砂原 2022-1 深谷市上野台 1450 ~ 深谷市上野台 1351 久喜市清久町 1-6 ~ 久喜市清久町 1-6 深谷市折之口 858-6 ~ 深谷市折之口 858-5
茨城県	取手市清水 243 ~ 取手市毛有 380 古河市高野 1847 ~ 猿島郡境町塚崎 1370 那珂市向山字弁才天 508 番 2 ~ 那珂市向山字弁才天 434 番 7 つくば市作谷 2435-1 ~ 筑西市田宿 1135 猿島郡五霞町元栗橋 2942 ~ 猿島郡五霞町元栗橋 2942 古河市北利根 8 番地 ~ 古河市丘里 7 番
栃木県	佐野市犬伏新町 1371-1 ~ 佐野市久保町 243 真岡市長田 1676 番地 ~ 真岡市長田 1676 番地 真岡市若旅 656 番地 ~ (茨城県) 筑西市小川 1500 番地 宇都宮市富士見町 1-11 番地 ~ 下野市上古山 2283 番地 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 ~ 宇都宮市若松原 2 丁目 18 番地 真岡市寺内 1307-2 ~ 真岡市大和田 1-24
群馬県	邑楽郡千代田町赤岩 2716 ~ 邑楽郡邑楽町篠塚 54 邑楽郡千代田町赤岩 2712 ~ 邑楽郡千代田町赤岩 3042 邑楽郡邑楽町赤堀 1503 ~ 館林市野辺町 904 館林市野辺町 906-1 ~ 館林市野辺町 906-1 館林市野辺町 906-2 ~ 館林市野辺町 906-2 邑楽郡千代田町昭和 1 ~ 邑楽郡千代田町昭和 1 邑楽郡千代田町昭和 6 ~ 邑楽郡千代田町昭和 6 邑楽郡明和町大輪 336-15 ~ 邑楽郡明和町大輪 336-15 邑楽郡明和町矢島 900-1 ~ 邑楽郡明和町矢島 900-1 邑楽郡明和町矢島 1230 ~ 邑楽郡明和町矢島 1230 邑楽郡明和町大輪 2471-1 ~ 邑楽郡明和町大輪 2432 邑楽郡明和町矢島 1169 ~ 邑楽郡明和町矢島 900

②根岸・扇島エリア

イ 供給区域 (行政区)

東京都	大田区、品川区、渋谷区、千代田区、港区、目黒区、板橋区、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市(鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、中区、南区、泉区、戸塚区、港南区、磯子区、栄区、金沢区) 川崎市(中原区、幸区、川崎区、麻生区、多摩区、高津区、宮前区) 相模原市(緑区、中央区、南区) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 高座郡(寒川町) 中郡(大磯町) 足柄上郡(中井町、開成町)
埼玉県	所沢市、朝霞市、新座市

ロ 特定ガス導管事業の区間

東京都	清瀬市下宿3丁目～(埼玉県)所沢市坂之下310 清瀬市下宿2丁目～(埼玉県)所沢市城404 立川市一番町2～昭島市武蔵野2-24 立川市一番町1～昭島市中神1374
神奈川県	足柄上郡中井町井ノ口1500～小田原市小竹1552-3 平塚市南金目373～平塚市南金目374 足柄上郡中井町井ノ口2928～秦野市西大竹634 足柄上郡開成町牛島81～神奈川県足柄上郡開成町延沢1 川崎市宮前区南平台16番地～川崎市宮前区南平台16番地 足柄上郡大井町金手378番地～足柄上郡大井町金手378番地 南足柄市竹松1005～南足柄市怒田1223 座間市緑ヶ丘5-7番地～座間市緑ヶ丘5-7番地 南足柄市和田河原955～南足柄市広町392番地
埼玉県	朝霞市浜崎145番地～朝霞市浜崎145番地

③群馬・群馬南エリア

群馬県	高崎市、前橋市、渋川市、藤岡市
-----	-----------------

④四街道12Aエリア

千葉県	千葉市(稲毛区)、四街道市
-----	---------------

(注1) 需要場所が供給区域(別表第12(供給区域等)に定めるものをいいます。)以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域に応じた払出エリアを定めます。

(注2) ①袖ヶ浦・日立エリアの千葉市稲毛区、四街道市については、別表第12(供給区域等)の「3. 四街道12A地区(41MJ)」に記載された地域を除きます。④四街道12Aエリアの千葉市稲毛区、四街道市は、別表第12(供給区域等)の「3. 四街道12A地区(41MJ)」に記載された地域と同一です。

(注3) ③群馬・群馬南エリア、④四街道12Aエリアは、それぞれ他の払出エリアとの振替供給はできません。

ロ 特定ガス導管事業の区間

東京都	清瀬市下宿3丁目～(埼玉県)所沢市坂之下310 清瀬市下宿2丁目～(埼玉県)所沢市城404 立川市一番町2～昭島市武蔵野2-24 立川市一番町1～昭島市中神1374
神奈川県	足柄上郡中井町井ノ口1500～小田原市小竹1552-3 平塚市南金目373～平塚市南金目374 足柄上郡中井町井ノ口2928～秦野市西大竹634 足柄上郡開成町牛島81～神奈川県足柄上郡開成町延沢1 川崎市宮前区南平台16番地～川崎市宮前区南平台16番地 足柄上郡大井町金手378番地～足柄上郡大井町金手378番地 南足柄市竹松1005～南足柄市怒田1223 座間市緑ヶ丘5-7番地～座間市緑ヶ丘5-7番地 南足柄市和田河原955～南足柄市広町392番地
埼玉県	朝霞市浜崎145番地～朝霞市浜崎145番地

③群馬・群馬南エリア

群馬県	高崎市、前橋市、渋川市、藤岡市
-----	-----------------

(注1) 需要場所が供給区域(別表第12(供給区域等)に定めるものをいいます。)以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域に応じた払出エリアを定めます。

(注2) ③群馬・群馬南エリアは、他の払出エリアとの振替供給はできません。

< (別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法 >

現行の小売託送供給約款			備考
受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、 <u>その受入地点に応じて以下のとおりとします。</u>			
表1. 東京地区等(45MJ地区)、群馬地区他(45MJ地区)			変更
項目	基準値	備考	

変更後の小売託送供給約款		
受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、以下のとおりとします。		
項目	基準値	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による

標準熱量 (13A)	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (13A)	44.20~46.00 MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッベ指数 (13A)	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度 (13A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	
全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

表2. 四街道12A地区(41MJ地区)

項目	基準値	備考
標準熱量 (12A)	41MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (12A)	39.81~41.58MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッベ指数 (12A)	52.7~53.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度 (12A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	

		(月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量	44.20~46.00 MJ/m <sup>3</sup> N	瞬間値
ウォッベ指数	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m <sup>3</sup> N	
全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

全硫黄	0.00g/m <sup>3</sup> N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	24.0～36.0mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0～30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする（周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない）

(注) 以下の項目については、ガス製造方法の違いによる差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素（V, Pb, Cl 等）、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル類、有害成分（ベンゼン、トルエン等）、他）

--

< (別表第4) 料金表 >

現行の小売託送供給約款	備考
4-1. 東京地区等 (45MJ地区)	変更

変更後の小売託送供給約款
4-1. 東京地区等

現行の小売託送供給約款	備考
4-2. 群馬地区他 (45MJ地区)	変更

変更後の小売託送供給約款
4-2. 群馬地区他

現行の小売託送供給約款	備 考												
<p>4-3. 四街道 12A地区 (41MJ地区)</p> <p><u>〔標準託送供給料金第1種〕</u></p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A <u>ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</u></p> <p>料金表B <u>ガス量が20立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</u></p> <p>料金表C <u>ガス量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。</u></p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="270 850 1190 919"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>345.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="270 955 1190 1024"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>73.08円</td> </tr> </table> <p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="270 1171 1190 1241"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>660.20円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="270 1276 1190 1346"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>57.32円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表C</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="270 1493 1190 1562"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>2,638.20円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="270 1598 1190 1667"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>47.43円</td> </tr> </table> <p><u>〔標準託送供給料金第2種〕</u></p> <p>5. 適用</p> <p>(1) <u>従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。</u></p>	1か月及び1個別契約につき	345.00円	1立方メートルにつき	73.08円	1か月及び1個別契約につき	660.20円	1立方メートルにつき	57.32円	1か月及び1個別契約につき	2,638.20円	1立方メートルにつき	47.43円	<p>削 除</p>
1か月及び1個別契約につき	345.00円												
1立方メートルにつき	73.08円												
1か月及び1個別契約につき	660.20円												
1立方メートルにつき	57.32円												
1か月及び1個別契約につき	2,638.20円												
1立方メートルにつき	47.43円												

変更後の小売託送供給約款

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(2) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

6. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	24,170.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	159.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	4.83円
1立方メートルにつき (冬期)	5.83円

--	--

< (別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額 >

現行の小売託送供給約款	備考										
<p>本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、その払出地点の位置する供給区域 (別表第12 (供給区域等) に定めるものをいいます。) に応じて以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 東京地区等 (45MJ 地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 群馬地区他 (45MJ 地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円</td> </tr> </table>	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円	<p>変 更</p>
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円										
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円										
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円										
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円										
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円										

変更後の小売託送供給約款										
<p>本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、その払出地点の位置する供給区域 (別表第12 (供給区域等) に定めるものをいいます。) に応じて以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 東京地区等</p> <table border="1"> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 群馬地区他</p> <table border="1"> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円</td> </tr> <tr> <td>託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上</td> <td>設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円</td> </tr> </table>	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円	託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 85,000 円									
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 170,000 円									
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 340,000 円									
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 81,500 円									
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき 163,000 円									

0.3メガパスカル未満の場合		
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき326,000円	
1.0メガパスカル未満の場合		
<b>(3) 四街道12A地区(41MJ地区)</b>		
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき62,600円	
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき125,200円	
0.3メガパスカル未満の場合		
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき250,400円	
1.0メガパスカル未満の場合		
<p>(注1) 需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の当社負担額を適用いたします。</p> <p>(注2) 1需要場所について1年間に託送供給するガス量が、熱量46MJのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)といたします。</p>		

0.3メガパスカル未満の場合		
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき326,000円	
1.0メガパスカル未満の場合		
<p>(注1) 需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の当社負担額を適用いたします。</p> <p>(注2) 1需要場所について1年間に託送供給するガス量が、熱量46MJのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)といたします。</p>		

< (別表第12) 供給区域等 >

現行の小売託送供給約款	備考
(別表第12) 供給区域等	
この別表第12は、 <u>2020年8月1日</u> から実施いたします。	変更

変更後の小売託送供給約款	
(別表第12) 供給区域等	
この別表第12は、 <u>2020年10月30日</u> から実施いたします。	

< 1. 供給区域 >

届出済みの小売託送供給約款		備考
<b>(1) 東京地区等(45MJ地区)</b>		
千葉県	千葉市	変更
	稲毛区 ただし、 小深町のうち 市道山王町2号線以北、531番地、535番地、536番地 を除く	
千葉県	四街道市 旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目、旭ヶ丘3丁目、旭ヶ丘4丁目、旭ヶ丘5丁目 池花1丁目、池花2丁目	

変更後の小売託送供給約款		
<b>(1) 東京地区等</b>		
千葉県	千葉市	
	稲毛区	
千葉県	四街道市 旭ヶ丘1丁目、旭ヶ丘2丁目、旭ヶ丘3丁目、旭ヶ丘4丁目、旭ヶ丘5丁目 池花1丁目、池花2丁目	

	<p>上野 内黒田のうち 字台小路, 字池花, 字立野, 字本郷 (市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), 字小割 (東関東自動車道以北), 字新山 (東関東自動車道以北かつ市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東) <u>小名木 (ただし, 字西ノ内, 字宮腰, 字椎ノ木を除く。)</u> 亀崎のうち 字大原 1528 番地 5 ~ 6 <u>栗山のうち</u> <u>東関東自動車道以北</u> 鷹の台 1 丁目, 鷹の台 2 丁目, 鷹の台 3 丁目, 鷹の台 4 丁目 <u>大目 (ただし, 東関東自動車道以南を除く。)</u> 千代田 1 丁目, 千代田 2 丁目, 千代田 3 丁目, 千代田 4 丁目, 千代田 5 丁目 中台 中野 <u>長岡のうち</u> <u>東関東自動車道以北</u> 南波佐間 成山 みそら 1 丁目, みそら 2 丁目, みそら 3 丁目, みそら 4 丁目 めいわ 5 丁目 もねの里 2 丁目, もねの里 3 丁目 <u>物井のうち</u> <u>東関東自動車道以北</u> 山梨 吉岡のうち 主要地方道浜野四街道長沼線以南 鹿放ヶ丘 和田</p>	
--	--	--

現行の小売託送供給約款	備考
(2) 群馬地区他 (45MJ 地区)	変更

	<p>上野 内黒田のうち 字台小路, 字池花, 字立野, 字本郷 (市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), 字小割 (東関東自動車道以北), 字新山 (東関東自動車道以北かつ市道内黒田栗山線 (市道 02003 号線) 以東), <u>東関東自動車道より南</u> <u>美しが丘 1 丁目, 美しが丘 2 丁目, 美しが丘 3 丁目</u> <u>小名木</u> 亀崎のうち 字大原 1528 番地 5 ~ 6 <u>栗山</u> <u>さちが丘 1 丁目</u> <u>さちが丘 2 丁目のうち住居表示 1 ~ 2 番, 3 番 1 ~ 2 号,</u> <u>4 番 (ただし, 4 ~ 6 号を除く)</u> <u>5 番 (ただし, 3 ~ 6 号を除く)</u> <u>さつきヶ丘</u> <u>鹿渡のうち字熊谷台, 字押出, 字汜, 字牛コロ作, 字内ノミ台,</u> <u>字木戸場, 字水上, 字向柳作, 字柳作, 字前原,</u> <u>字遠水上, 字道作, 字谷ツ田</u> <u>下志津新田</u> 鷹の台 1 丁目, 鷹の台 2 丁目, 鷹の台 3 丁目, 鷹の台 4 丁目 <u>大目</u> <u>中央</u> 千代田 1 丁目, 千代田 2 丁目, 千代田 3 丁目, 千代田 4 丁目, 千代田 5 丁目 <u>つくし座 1 丁目 1 番地 (ただし旧番地 2 6 2 - 3, 4, 1 1, 1 2 を除く)</u> <u>つくし座 1 丁目 2 番地 1 ~ 4 号 (ただし旧番地 2 6 2 - 9, 1 3, 6 8 7 - 2 ~ 4 を除く)</u> 中台 中野 <u>長岡</u> 南波佐間 成山 みそら 1 丁目, みそら 2 丁目, みそら 3 丁目, みそら 4 丁目 <u>みのり町</u> <u>めいわ 1 丁目, めいわ 2 丁目, めいわ 3 丁目, めいわ 4 丁目, めいわ 5 丁目</u> <u>もねの里 1 丁目, もねの里 2 丁目, もねの里 3 丁目, もねの里 4 丁目</u> <u>もねの里 5 丁目, もねの里 6 丁目</u> 物井 山梨 吉岡のうち 主要地方道浜野四街道長沼線以南 <u>四街道</u> <u>四街道 1 丁目, 四街道 2 丁目, 四街道 3 丁目</u> 鹿放ヶ丘 和田 <u>和良比</u></p>
--	---

変更後の小売託送供給約款
(2) 群馬地区他

届出済みの小売託送供給約款		備考
(3) 四街道12A地区 (41MJ地区)		
千葉県	<p>千葉市</p> <p>稲毛区</p> <p>小深町のうち</p> <p>市道山王町2号線以北, 531番地, 535番地, 536番地</p> <p>四街道市</p> <p>内黒田のうち東関東自動車道より南 (ただし, 字立野を除く)</p> <p>美しが丘1丁目</p> <p>美しが丘2丁目</p> <p>美しが丘3丁目</p> <p>小名木のうち字西ノ内, 字宮腰, 字椎ノ木</p> <p>栗山のうち東関東自動車道より南</p> <p>さちが丘1丁目</p> <p>さちが丘2丁目のうち住居表示1~2番, 3番1~2号, 4番 (ただし, 4~6号を除く) 5番 (ただし, 3~6号を除く)</p> <p>さつきヶ丘</p> <p>鹿渡のうち字熊谷台, 字押出, 字汜, 字牛コロ作, 字内ノミ台, 字木戸場, 字水上, 字向柳作, 字柳作, 字前原, 字遠水上, 字道作, 字谷ツ田</p> <p>下志津新田</p> <p>大日のうち東関東自動車道以南</p> <p>中央</p> <p>つくし座1丁目 870-3~15, 870-17~20</p> <p>長岡のうち東関東自動車道より南</p> <p>みのり町</p> <p>めいわ1丁目</p> <p>めいわ2丁目</p> <p>めいわ3丁目</p> <p>めいわ4丁目</p> <p>物井のうち東関東自動車道より南</p> <p>四街道</p> <p>四街道1丁目</p> <p>四街道2丁目</p> <p>四街道3丁目</p> <p>和良比</p>	削除

変更後の小売託送供給約款	

様式第10（第23条関係）

第1表

事業譲渡等における需要家等整理表

	併合される地域における事業者	併合する地域における事業者
直近年度末ガスメーター取付数 (件)	15,982	11,670,005
直近改定時託送供給約款料金原価等 (千円)	1,615,358	865,868,427
直近改定時託送供給約款ガス需要量 (千 $m^3$ )	25,227	41,820,028
ガスの熱量 (MJ)	41	45
立方メートル当たりの料金 (円/ $m^3$ )	64.03	20.70

(注) 「直近年度末ガスメーター取付数」、「直近改定時託送供給約款料金原価等」、「直近改定時託送供給約款ガス需要量」、及び「ガスの熱量」が確認できる書類（写しで可）を添付すること。

第2表

事業譲渡等における平均単価料金比較表

(単位：円/ $m^3$ 、%)

併合する地域における事業者の直近改定時託送供給約款料金の平均単価	A	20.70
併合される地域における事業者と併合する地域における事業者の直近改定時託送供給約款料金原価等の合計額を直近改定時託送供給約款ガス需要量の合計で除した値	B	20.73
平均単価の格差	$(1 - A/B) \times 100$	0.14

# 四街道12A地区の東京地区等への 統合による託送料金の影響

2020年8月21日

東京ガス株式会社

# 四街道12A地区と東京地区等の託送料金比較

- 各地区における託送料金表は、以下の通りです（東京地区等の料金表は変分改定後）。

## ■第1種料金 (統合前)

四街道12A地区	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )
A表 (0~20m <sup>3</sup> )	345.00	73.08
B表 (21~200m <sup>3</sup> )	660.20	57.32
C表 (201m <sup>3</sup> ~)	2,638.20	47.43

## (統合後)

東京地区等	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )
A表 (0~20m <sup>3</sup> )	345.00	47.94
B表 (21~80m <sup>3</sup> )	395.00	45.44
C表 (81~200m <sup>3</sup> )	801.40	40.36
D表 (201~500m <sup>3</sup> )	1,459.40	37.07
E表 (501~800m <sup>3</sup> )	2,329.40	35.33
F表 (801m <sup>3</sup> ~)	6,953.40	29.55

## ■第2種料金 (統合前)

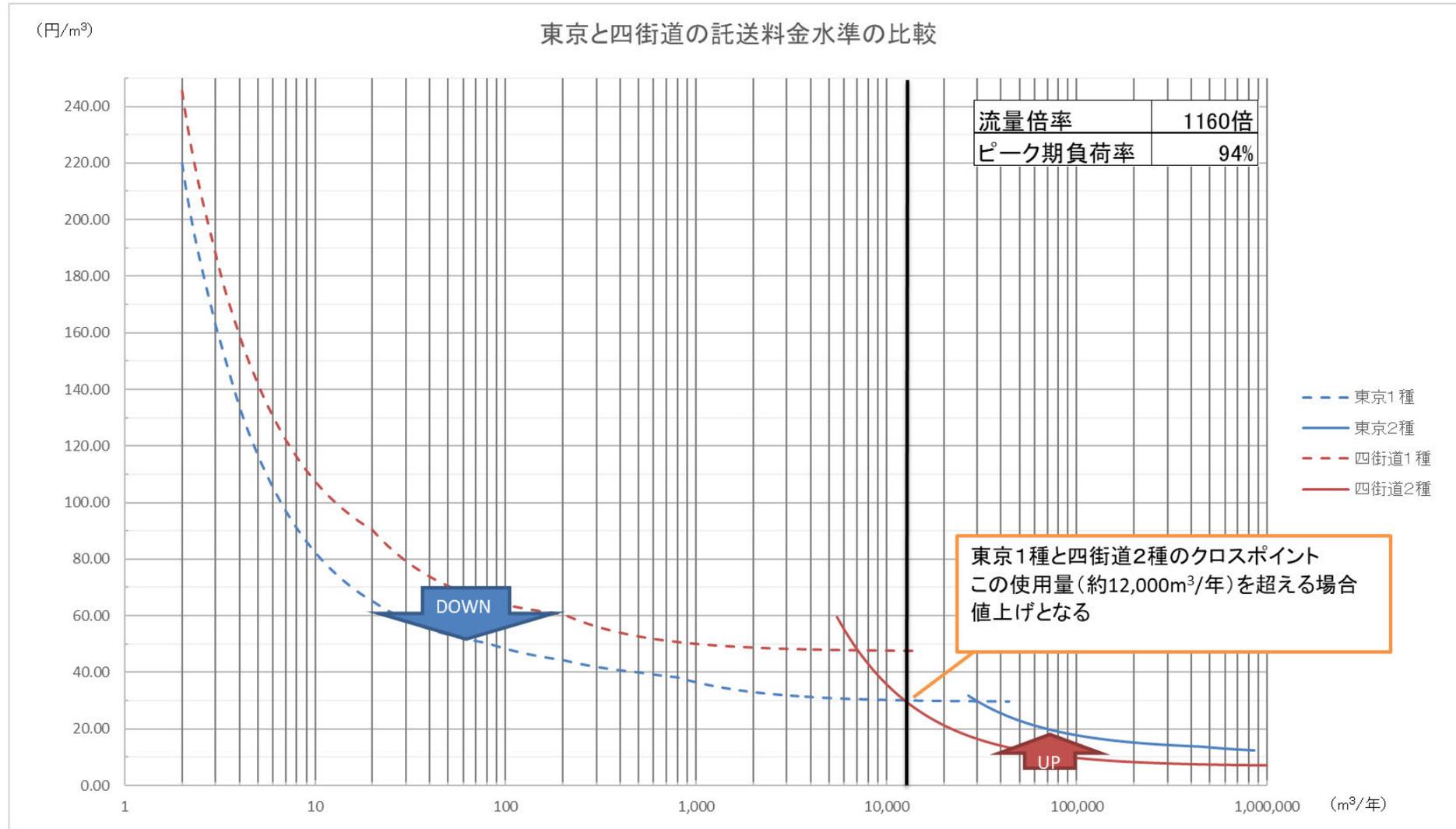
四街道12A地区	定額基本 料金 (円/月)	流量基本 料金 (円/m <sup>3</sup> )	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	
			その他期	冬期
その3	24,170.00	159.00	4.83	5.83

## (統合後)

東京地区等	定額基本 料金 (円/月)	流量基本 料金 (円/m <sup>3</sup> )	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )		低圧 加算額 (円/m <sup>3</sup> )
			その他期	冬期	
その1	227,570.00	675.00	1.36	1.72	1.97
その2	105,840.00	675.00	2.01	2.50	
その3	43,070.00	675.00	3.41	4.18	

# 四街道12A地区と東京地区等の託送料金比較

- **第1種料金（破線）** は四街道の方が高いため、東京に**統合すると値下げ**となります。
- **第2種料金（実線）** は四街道の方が低いため、**値上げ**となる可能性があります。



# 託送料金統合による影響

- 試算の結果、**第1種料金は全件値下げ、第2種料金は7件が値上げ**となります。

※2019年4月～2020年3月実績使用量を基に試算

## ■第1種料金

	件数	合計金額	1件あたり平均額
値上げ	0件	—	—
<b>値下げ</b>	<b>14,445件</b>	<b>▲145百万円</b>	<b>▲10,011円/件</b>
合計	14,445件	▲145百万円	▲10,011円/件

## ■第2種料金

	件数	合計金額	1件あたり平均額
<b>値上げ</b>	<b>7件</b>	<b>5百万円</b>	<b>724千円/件</b>
値下げ	0件	—	—
合計	7件	5百万円	724千円/件

## ■託送供給依頼者が支払う託送料金

東京ガス小売部門の託送料金 (※)	件数	合計金額
値上げとなる供給地点	7件	5百万円
値下げとなる供給地点	14,445件	▲145百万円
合計	14,452件	▲140百万円

(※) 四街道12A地区における託送供給依頼者は、東京ガス小売部門の1事業者のみ。